



AWP地区学会2026 in India アクセスツアー

<World Physiotherapy AWP Regional Conference 2026の概要>

世界理学療法連盟のアジア西太平洋地区学会は2年に一度開催される、世界の理学療法士に向けた国際学術大会です。本ツアーは、本会会員の皆様が安心して学会へ参加いただけるよう支援することを目的とした、会員サービスの一環として実施する取組です。

(World Physiotherapy AWP Regional Conference 2026会議登録料は本ツアーのご旅行代金に含みません。詳細は以下の募集要項をご参照ください。学会の詳細については、右記2次元バーコードより学会のホームページにてご確認ください。)
登録・お支払いは、ご自身でお手続きください。



お手続きの流れ

ご参加申込フォームよりご登録ください。提出後、1週間以内にお申込み金30,000円の支払いをお願いします。お申込み金は、ご旅行代金または取消料のそれぞれの一部として取り扱います。ご参加登録とお申込金が弊社にて確認でき、契約の締結を弊社が承諾した時点で正式な契約成立となります。

5月29日(金) 申込締切

※定員になり次第締め切りますので、お早めにお申し込みください

ご参加申込フォーム



https://camail.knt.co.jp/form/pub/knt_ecc4/awp2026

6月下旬頃 ツアー準備に関するご案内(第1信)を送付

7月中旬頃 ご旅行代金残額の御請求書をご送付。クレジットカード払いをご希望の場合はご参加申込フォーム備考欄に、その旨をご記入ください。
説明会の開催(予定※また確定次第改めてご案内致します。)

9月上旬頃 最終のご案内を送付(旅のしおり等のご案内書類をご送付)
日程表に記載の集合時間・集合場所は変更になる可能性があります。
詳細は最終のご案内にてご確認ください。

お振込み口座

*ご参加申込登録とお申込金(30,000円)が弊社にて確認でき、契約の締結を弊社が承諾した時点で正式な契約成立となります。

振込先：三井住友銀行 すずらん支店
振込口座：(当座) 7300122
口座名：近畿日本ツーリスト株式会社

【お申込み・お問合せ先】

近畿日本ツーリスト株式会社 トラベルサービスセンター東日本 「AWP地区学会2026 in India アクセスツアー」係

〒135-0062 東京都江東区東雲1-7-12 KDX豊洲グランスクエア3F 営業時間：月曜日～金曜日10:00～17:00(土日祝は休業日)

TEL:03-6730-3220 Eメール:tourdesk213@or.knt.co.jp

*休業日と営業時間外の取消・変更のお申し出には対応できません。翌営業日の受付となりますのでご了承ください。

総合旅行業務取扱管理者：黒田和幸、笠野和也

*総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

【旅行企画・実施】近畿日本ツーリスト株式会社 法人第1支店

観光庁長官登録旅行業第2053号 一般社団法人日本旅行業協会正会員、旅行業公正取引協議会会員

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル12F

情報の取り扱い(個人情報保護)に関するお問い合わせ 個人情報管理者：梶川大介



旅行業公正取引
協議会 会員



旅行条件算出基準日：2026年3月11日
登録番号：60442604C012

募集要項

- **出発日** 2026年9月25日(金)発 3泊5日
- **最少催行人員** 10名
- **利用ホテル** HOTEL ASHOK COUNTRY RESORT (洋室シングル/バストイレ付) ※1名1室のみの設定です
- **日本発着利用予定航空会社**：全日空 (エコミークラス)
- **添乗員** 同行しません。デリー空港からホテルへのバスのみ現地ガイドがお世話いたします。
- **ご旅行代金について(1名様あたり)**
 - **食事回数** 朝3回・昼0回・夜0回 (機内食を除く)
 - **参加資格** 日本理学療法士協会会員

1名1室利用

180,000円

※上記ご旅行代金にはWorld Physiotherapy AWP Regional Conference 2026の登録費用(US\$70~125)は含まれておりません。各自、ご登録ください。

Developed Countries in USD (incl. of applicable GST)			
	1 st Feb to 5 th April 2026	6 th April to 30 th Jun 2026	1 st Jul to 27 th Sep 2026
Students	\$ 80	\$ 90	\$ 100
Professionals	\$ 95	\$ 110	\$ 125
Accompanying Person	\$ 95	\$ 110	\$ 125
Additional Component (Optional)			
Meals	\$ 85	\$ 85	\$ 85

※羽田空港旅客サービス施設使用料(2,950円)、国際観光旅客税(1,000円)、現地空港税(4,310円/INR1,092、US\$14.16※1)、航空保険料(1,600円)・燃油サーチャージ(40,800円/2026年3月時点)が別途必要になります。
 ※上記料金は、旅行代金と一緒に、出発前にお支払いいただきます。旅行契約成立後に燃油サーチャージが増額された場合、増額分の差額徴収をし、また、減額・廃止された場合、減額分の払い戻しをいたします。
 ※1：換算レートは、三菱UFJ銀行2026年3月11日TTSレート1INR=1.88円、US\$1=159.23円にて算出しております。

■ご旅行代金に含まれるもの

- 航空運賃：エコミークラス(羽田～デリー往復)
- 手荷物運搬料金 (航空会社の規定による)
- 宿泊代：シングルルーム /バス・トイレ付
- 食事代：朝食3回、昼食0回、夕食0回(機内食を除く)
- 専用バス代：日程表に記載のデリー空港→ホテル、2・3日目ホテル⇄会場往復
- 現地ガイド代：日程表に記載のデリー空港→ホテルのみ

■ご旅行代金に含まれないもの

- 会議登録料：World Physiotherapy AWP Regional Conference 2026の登録費用
- 羽田空港旅客サービス施設使用料(2,950円)、国際観光旅客税(1,000円)、現地空港税(4,130円/INR1,092、US\$14.16※1)、航空保険料(1,600円)・燃油サーチャージ(40,800円/2026年3月時点)が別途必要になります。
 ※発券時のレートにより変動する可能性がございます。こちらはご旅行代金には含まれておりませんので別途必要になります。後日、請求書をお送りいたします。
 ※1：換算レートは、三菱UFJ銀行2026年3月11日TTSレート1INR=1.88円、US\$1=159.23円にて算出しております。
- 超過手荷物運搬料金
- ご旅程表記載以外の国内線追加代金：都度料金照会をいたしますので、お問い合わせください。
- お客様任意の海外旅行保険料
- 個人的費用 (電話代、クリーニング代、追加飲食費等代金)
- オプションツアー代金

●ご渡航について (日本国籍の場合)

- (1) 旅券 (パスポート)：有効期限が入国時 (2027年3月25日) まで有効な旅券 (パスポート) が必要です。未使用欄2ページ以上
 ※有効期限を満たしていても、余裕がない場合は念の為更新される事をお勧め致します。
- (2) 査証 (ビザ)：■弊社へご依頼の場合：手数料7,700円+ビザ代US\$26
 会議の参加申し込み完了後、①招聘状、②MHA(Ministry of Home Affairs)、③MEA(Ministry of External Affairs) ※②③は各省庁による政府公認書面を学会ページよりダウンロードの上弊社へご提出ください。
 詳細：https://wpawp2026.org/visa-information.html
 その他必要なものは、④パスポートの写真のページのPDF、⑤証明写真 (5cm×5cm、背景は白、カラー写真) のデータjpeg、⑥お伺い書 (ビザ代行ご希望の方へ弊社よりお渡し致します) です。
 ※上記、旅券・査証について、日本国籍以外の方は自国・渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。
- (3) 海外旅行保険 海外旅行保険の加入をお勧めいたします。●ご参加に際しましては各自渡航安全情報をご確認ください。
 ※近畿日本ツーリストでもご案内が可能です。お申込フォームに「海外旅行保険のお申込みについて」の項目で「希望する」をご選択いただいた方へ別途ご案内させていただきます。
- (4) 外務省「海外安全ホームページ」のURL：http://www.anzen.mofa.go.jp/
 厚生労働省「海外で健康に過ごすために」ホームページのURL：http://www.forth.go.jp/

●ご旅行代金の取消料について

ご都合によりツアーをキャンセルされる場合は、下記のご旅行代金取消料がかかります。
 取消料は弊社営業時間内 (月～金 10:00～17:00 土日祝日は休業日) にお受けした日にて計算させていただきます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目迄の取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始迄の取消	旅行代金の50%
旅行開始以降の取消または無連絡不参加	旅行代金全額

旅行条件書（海外旅行）

■お申し込み

(1)申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に、おひとりにつき原則旅行代金の20%相当額以内の参加申込金を所定の方でお支払いください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。お客さまがご旅行申込書にお客さまのロ・マ・ネに記された旅券に記載されているお名前をご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合には旅券の発行替えのほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの交替の場合に準じて交替手数料（※お客さまの交替）に記載をいたします。なお、連送・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除した場合はもありません。この場合、所定の取消料（※取消料のかかる場合）に記載をいたします。また、氏名他に性別、年齢、国籍などが違っても同様となりますので、ご注意をお願いいたします。

(2)電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して営業日以内に申込書の提出と申込金ののお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、当社は予約がなかったものと取り扱います。（キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします）

■ウエイティングの取扱いについての特約

(1)お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨説明し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消料」を通知お持ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。（以下「ウエイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出および申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客さまから「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお持ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。

(2)日程上実際に利用できない複数の予約（以下「重複予約」といいます。）は、「ウエイティング登録」の場合を除いて、ご遠慮いただきますようお願いいたします。「重複予約」をされるとき、航空会社・宿泊機関などの予約管理方針により、航空会社・宿泊機関などの定める基準に従って、「重複予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約が取消される場合がございます。

■申込条件

(1)参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加の方の性別、年齢、資格、技能、その他の条件が当社の指定する条件に一致しない場合、ご参加をお断りする場合があります。

(2)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後に必要となる状態の内容を具体的に申し出てください。）あらかじめ当社に申し出たことにより旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。当社は、可及的合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客さまの状況及び必要とする措置についてお伺いし、又は書面でお知らせを申し出ていただくことがあります。

(3)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために必要とする、医師の診断書の提出、コースの一部の内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客さまの負担とします。

(4)当社は、旅行中のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責任と見做すべき事由によるものでないときは、当該措置に要する費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払われなければならないとします。

(5)18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）

(6)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社傘下 専業し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を締結していただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受領をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受領した日とします。

(7)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件

①当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けること（以下「通信契約」といいます）を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱い契約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等をお客さまでない場合もあります。

②通信契約の申込みの際に、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等をお申し込みいただけます。

③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。

④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻業務を履行すまでとし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

⑤当社は、お客さまの①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するときは、お客さまが暴力団員、暴力団関係員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋などの反社勢力であると認められるとき、

お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき、

お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき、

⑨ その他当社の業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

■お客さまが発災までに実施する事項

海外安全情報について

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省 海外旅行登録「たびじ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

外務省 領事サービスセンター（海外安全相談課） 03-5501-8162

渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱いについて

レベル1：「十分注意してください。」

イ 通常通り行いますが、当社にて海外安全情報の観測をお受けください。

ロ 契約成立後に取消された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いいただけます。

レベル2：「不要不急の渡航は止めてください。」

イ 原則行いませんが、当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、行いたします。その場合の対応はロ以下です。

ロ 当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。

ハ 同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は収戻いたします。

ニ ご参加を取りやめる場合、契約に付した取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更（■旅程保証に扱われるもの）が生じた場合は、取消料を収戻いたします。

ホ 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

レベル3：「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」

レベル4：「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」

旅行を中止いたします。

衛生情報について

渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。

厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために <http://www.forth.go.jp/>

■旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって60日目に当たる日以降21日目に当たる日（以下「基準日」といふ）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日にお支払いいただきます。

■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をい、追加代金とは、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊代金等があります。

■最終日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行との連絡方法）などが記載された最終日程表は、ご出発の前日までにお届けします。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・代金の変更

(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、必要なに伴い旅行代金を変更することがあります。若し経済情勢の変動により運送予想される程度を大幅に越えご利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお知らせします。

(2)複数で申し込んだお客さまの一方が契約を解除したために他のお客さまが一人部屋となったときは契約を解除したお客さまから取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客さまから一人部屋追加代金を申し受けます。

■取消料のかかる場合(お客さまによる旅行契約の解除)

お客さまは、次の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行参加までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

*ピーク時とは12/20~1/7、4/27~5/6、7/30~8/31をいいます。

①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。取消料の対象となる旅行代金とは表記旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

■取消料のかからない場合(お客さまによる旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。（一部例外）

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「表記保証」の項1~9に定める事項をいいます。②旅行代金が増額された場合。③当社が確定日表を表記保証の日まで交付しない場合。

④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります（一部例外）

①お客さまの数が契約書面に記載した最少旅行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（ピーク時は33日目）に当る日より前に旅行を中止する旨をお客さまに通知します。②旅行代金を期日までに支払いただけないとき③申込条件の不適合④病氣、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。⑤お客さまが■申込条件(8)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償額額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別賠償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個は一つに同一の補償限度は10万円)を支払います。ただし、日表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が生じた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備より低い料金のものでの変更(変更後の等級及び設備の料金が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りません。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における旅行の便更又は経路便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトルに記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客さまの責任

お客さまの故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始前に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客さまの立脚

お客さまは当社が承諾した場合、交替に要する実費（下記参照）および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することができます。

(1) エコノミークラス利用の場合（上位クラスへの変更の場合も適用） また下記（ ）はごども
北米（ハワイ含む）・中南米・ヨーロッパ（ロシア除く）・アフリカ・中東・・・17,500（13,200）円
アジア（韓国除く）・ロシア・マイクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国・・・10,000（7,500）円
韓国・・・6,000円（4,500）円

(2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・・・1,000円（大人・ごども共通）

* 航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途説明いたします。

■海外旅行保険について

海外では予期せぬアクシデントやトラブルに巻き込まれ、予想外に高額な出費となる場合がございます。海外で安全なご旅行のためにも、お客さまより海外旅行保険に加入することをお勧めします。

海外旅行保険については当社の係員にお問合わせください。

■お買い物案内について

お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの手取りのために提出していただく。免税店に手続きがある場合は、ご購入品をおまじ手荷物としてお手元にご用意ください。その手続きは、お土産・空港において手続方法はご確認のうえ、お客さまご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

■事故等のお申し出について

旅行中に、事故が生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

■個人情報のお取り扱いについて ※EUI在の方はお問い合わせください。

イ、当社および旅行をお申込みいただいた受託旅行業者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等（海外の機関等を含む）の手配のために利用させていただきます。但し、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。

また、旅行中のお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に個人情報を、電子的方等で海外免税店の事業者へ提供いたします。

お申込みいただいた際には、これらの個人情報の提供についてお客さまに同意したものとします。ロ、個人情報をご提供する第三者が外国にある場合は当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ「個人情報の取扱い」(<https://www.knt.co.jp/privacy/web/>)をご確認ください。

ハ、当社は、旅行中に個人情報が漏れた場合、お客さまの旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報、お客さまに個人情報が漏れた場合連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客さまは、連絡先の方の個人情報を当社に提供することによって連絡先の方の同意を得るものとします。

ニ、当社は当社が保有する、連絡先の方の個人情報を商品開発や商品案内と販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号
ホ、上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定める事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款ご希望の方は、ご請求ください。当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部になります。